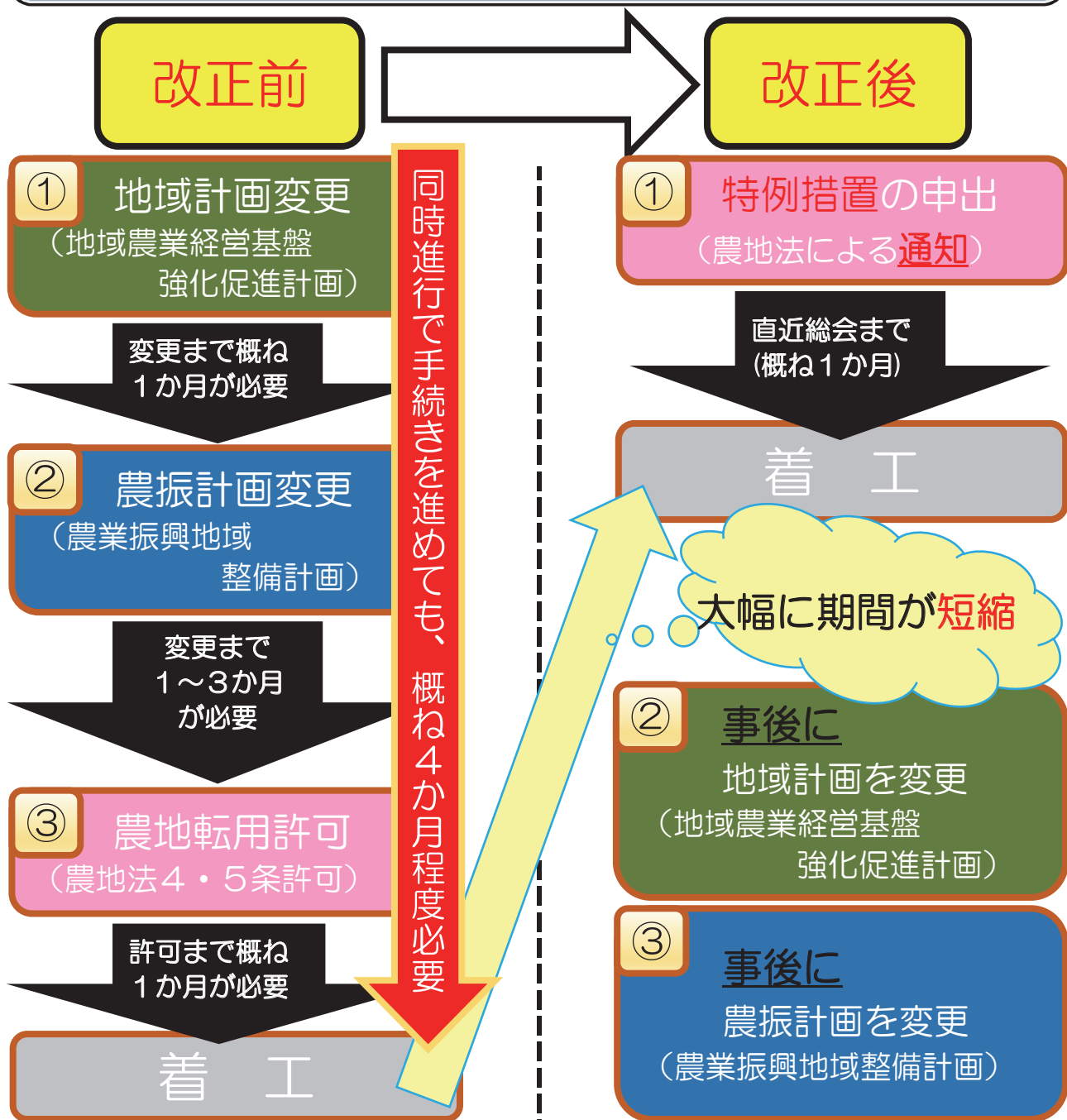


倉庫などの「農業用施設」を整備したい場合、
従来の「農地転用」手続きの一部が簡略化されます。



「特例措置」とは、

- ① 認定農業者が、自身のために
- ② 農業用施設を整備したい場合、（農家住宅等は対象外）
- ③ 周辺農地の営農条件に支障がない場合に限り、
農業委員会の農地転用許可が不要である旨の「通知」をもって、
施設整備に係る工事等に着工できる制度のことを言います。
（地域計画・農振計画は、事後の変更で差し支えありません。）